

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年4月12日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

松峯茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和4年12月5日（宇治市監査委員公表第19号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 福祉こども部 地域福祉課

監査期間 令和4年9月1日～令和4年10月19日

監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
<p>1 貸付金返還金収入状況について</p> <p>令和2年度の定期監査において、不納欠損処理の遅れが見受けられ、不納欠損処理について速やかに検討されたいと指摘した。</p> <p>これに対し、地域福祉課からは、不納欠損処理について関係部署と協議を行い、他自治体の状況を参考にしつつ検討し、今後、顧問弁護士等相談を行いながら具体的な手法について検討していくとの報告があった。</p> <p>今回、随時監査を行い、調査したところ、府内他市の状況調査は行われたものの、未だ具体的な検討に至っていないことから、早急に検討されるよう求める。</p>	<p>不納欠損処理に先立つ整理として、くらしの資金における市、市社協、市民の関係を整理するため、令和4年10月31日に弁護士相談を行った。</p> <p>また不納欠損については、議決による放棄が必要となるため、先進地の事例を更に研究し、他課と調整する中で取り組んで参りたい。</p>

監査対象 福祉こども部 生活支援課

監査期間 令和4年9月1日～令和4年10月19日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>生活保護費扶助費前渡資金 支出状況について</p> <p>令和2年度の定期監査において、生活保護費扶助費前渡資金の精算の遅れが見受けられたと指摘し、直ちに改善されるよう求めた。</p> <p>これに対し、生活支援課からは前渡資金の精算については適正に処理するよう課内で徹底するとの報告があった。</p> <p>今回、随時監査を行い、調査したところ、一定の改善は見受けられたものの、今回も同様の精算の遅れが見受けられた。</p> <p>適正な事務の執行を求める。</p>	<p>以後課内に周知し、適正に精算処理を行った。今後も引き続き適正に処理するよう、課内に周知徹底します。</p>